

※ 合格者登校日に持参してください

## 学習用パソコン購入手続等について



佐賀県立高校では、平成26年4月から、全校で電子黒板や学習用パソコンを利活用した教育を実施しています。平成29年4月に県立高校（全日制・定時制）に入学する皆さんは、自分用の学習用パソコンが必要となります。

この冊子では、佐賀県教育委員会が紹介する学習用パソコンの購入手続き等についてご案内します。

平成29年2月

佐賀県教育委員会

## 目 次

### 1. 佐賀県教育委員会が紹介する学習用パソコンについて

- (1) 学習用パソコンの購入手続について…………… 1
- (2) 学習用パソコンの仕様について…………… 2
- (3) 学習用パソコンについてよくあるご質問…………… 4

### 2. 佐賀県学習用パソコン導入事業補助金の申請について

- (1) 補助金制度について…………… 5
- (2) 佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書  
及び実績報告書並びに委任状の記載例…………… 7
- (3) 佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書  
及び実績報告書並びに委任状様式…………… 9

### 3. 佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度のご案内

- (1) 佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度について…………… 11
- (2) 佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度の申請手続等…………… 12
- (3) 学習用パソコン購入費貸付申請書の記載例…………… 14
- (4) 学習用パソコン購入費貸付申請書様式…………… 15

#### [注意]

- ① 合格発表後に各県立高校で開催される「合格者説明会」に、この「学習用パソコン通信 第2号(平成29年2月)」をご持参ください。
- ② 佐賀県教育委員会で紹介する学習用パソコン以外の機種の使用を希望される方や兄姉等が使用していた県が紹介した学習用パソコンの使用を希望される方は、県立高校での学習活動に対応したものであることの確認と学校のネットワークにアクセスするための設定等が必要です。  
設定費用(実費)がかかりますので、持込みを希望される方は、必ず3月24日(金曜日)までに県学校教育課教育情報化支援室(TEL0952-25-7222)へご相談ください。

# 1. 佐賀県教育委員会が紹介する学習用パソコンについて

## (1) 学習用パソコンの購入手続について

### スケジュール

項目	時期	～2月	3月中旬 (合格者説明会)	～3月26日	4月初旬	4月初旬 (入学式)	7月～ (24回)
購入関係手続	1 購入前に振り込む			振込 (4.8万円)		領収書等の提示	
	2 購入時に現金で支払う					お支払い (4.8万円)	
	3 貸付利用による購入 (①育英資金 ②学習用パソコン購入費貸付金)	①育英資金 ・貸付申込 (内定通知(12月)) ・引換券交付(2月) ②学習用パソコン購入費貸付金 中学校を通して 申請書配布 P15	購入申込書を高校に提出	②学習用パソコン購入費貸付金 貸付申込 ↓ 引換券交付	学習用パソコンの購入	引換券の提出	②学習用パソコン購入費貸付金 毎月納付金でお支払い
◎ 補助金の申請	中学校を通じて申請書配布 P9もしくはP10		補助金申請書を高校に提出				

### 購入申込み

学習用パソコンの購入時にお支払いいただく金額は4.8万円です。(4.8万円を超える額については、県が補助しますので、別途申請が必要です。5ページから6ページをご覧ください。)

3月に行われる合格者説明会において、学習用パソコンの購入申込を行っていただき、4月初旬に各高等学校においてパソコン納入業者が販売する予定です。(学校ごとの販売日程は、別途お知らせします。)

### お支払方法

パソコン購入代金4.8万円の支払いについては、次の3つの方法があります。

#### 1 購入前に振り込む

⇒コンビニもしくは佐賀銀行への振込(振込手数料は無料)でお支払される場合は、3月26日までに振込を行い、購入日に領収済振込用紙の写し等をご提出のうえ、学習用パソコンをお受け取りください。

#### 2 購入時に現金で支払う(購入前振込ができなかった場合)

⇒購入日に現金と引き換えに、学習用パソコンをお受け取りください。

#### 3 「①佐賀県育英資金(予約募集内定者)」又は「②佐賀県学習用パソコン購入費貸付金」を利用する

⇒皆様に代わって、県がパソコン納入業者に4.8万円の代金を支払い、後ほど皆様から県へご返還いただきます。いずれかの貸付制度を利用の方は、県が発行するパソコン引換券を購入日に提出し、学習用パソコンをお受け取りください。(その際、現金をお支払いいただく必要はありません。)

#### ① 佐賀県育英資金

育英資金の予約募集に申込み、12月に候補者として決定を受けた方(内定者)は、2月に中学校を通じてパソコン引換券を交付します。(育英資金の手続関係書類に同封しています。)

※これから育英資金を希望する方は、進学する高校を通じて在学募集が4月にありますので、今回はパソコン引換券の発行はありません。

#### ② 佐賀県学習用パソコン購入費貸付金

貸付金の利用を希望される方は、15ページの貸付申請書に、必要事項を記入し、合格者説明会において各高校にご提出ください。その際、パソコン引換券を交付します。

※佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度の詳細については、11ページから14ページの案内をご覧ください。

### 補助金の申請手続

補助金の申請書(9ページもしくは10ページ)に、必要事項を記入し、合格者説明会の際に各県立高校にご提出ください。

※学習用パソコンの購入時にお支払いいただく金額(保護者負担額4.8万円)は、県議会にて平成29年度当初予算案が可決しなかった場合は変更となる場合があります。

#### 【補助金制度及び学習用パソコンの購入に関するお問合せ先】

佐賀県教育庁学校教育課教育情報化支援室 (☎0952-25-7222 ✉gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp)

#### 【①②の貸付制度に関するお問合せ先】

佐賀県教育庁教育総務課 (☎0952-25-7223 ✉kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp)

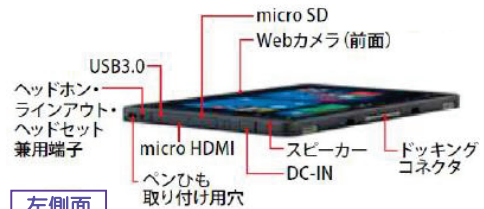


(2) 学習用パソコンの仕様について

平成29年度佐賀県立高校新入生向け 学習用パソコン

ARROWS Tab Q507/PE佐賀県学習用PC特別モデル／富士通

インターフェース



左側面



右側面

- ◆ 本体+キーボードで約0.99kgの軽量化を実現
- ◆ 堅牢筐体
- ◆ 落下のリスクを軽減する、滑りにくい本体デザインを採用
- ◆ 本体に内蔵可能なスタイラスペンなど充実のアクセサリ
- ◆ ドッキング着脱時の安定性を強化し、さらに落下しにくいスリムキーボードを採用
- ◆ 通学時や教室移動時に本体とキーボードをしっかりガードする専用キャリングケース（把手付き）を標準添付（キャリングケースは付属品の※1です。）

付属品



導入ソフト等



新明解  
国語辞典



ウィズダム  
英和辞典・和英辞典



全訳読解  
古語辞典



情報倫理  
デジタルビデオ



佐賀新聞  
電子版

※印刷の都合により本リーフレットの商品写真と実物では色彩が異なる場合があります。

## 本体仕様一覧表

仕様項目	ARROWS Tab Q507/PE 佐賀県学習用PC特別モデル
OS	Windows 10 Enterprise 64bit インストール済 National Academic Only 製品適用済み
CPU	インテル® Atom™ プロセッサ x5-Z8550 (動作周波数: 1.44GHz、インテル®バースト・テクノロジー対応: 最大2.40GHz) 2次キャッシュメモリ 2MB
液晶ディスプレイ	10.1型ワイド 電磁誘導方式(専用スタイラスペン×1付属)/静電容量方式タッチパネル IPS Alpha液晶、アンチグレア処理 解像度/表示色1920×1200ドット(WUXGA)/1677万色
メインメモリ	4GB
ストレージ	フラッシュメモリ(eMMC) 64GB
音源	ステレオスピーカー内蔵、デジタルステレオマイク内蔵
拡張カードスロット	microSDメモリーカード×1スロット microSDXCカード64GB/東芝製 添付 (使用できるメモリーカード) microSDカード(最大2GB)、microSDHCカード(最大32GB)、microSDXCカード(最大64GB)
インターフェース	USB: USB3.0準拠×1(左側面)、USB2.0準拠×1(右側面) オーディオ: ヘッドホン・ラインアウト・ヘッドセット兼用端子(φ3.5mmステレオ・ミニジャック) microHDMI×1
通信	無線LAN: IEEE 802.11a/b/g/n/ac 準拠 Bluetooth®: V4.1 準拠
カメラ	カメラ内蔵(背面8Mピクセル、前面2Mピクセル)
タブレット入力方式	静電容量式(タッチ)/電磁誘導式(専用スタイラスペン×1付属) ・ペンには電池不要 ・ペン使用時にお手付き防止機能あり ・ペンはタブレット本体への収納可能、左右にペン紐取り付け穴あり
キーボード	日本語キーボード(スタンド機能付き) キーピッチ: 約17.5mm、キーストローク: 約1.7mm バッテリー非搭載
防水・防塵	IPX5/IPX7/IPX8/IP5X
バッテリー	駆動時間: 約10時間(JEITA2.0) 充電時間: 約4時間
外形寸法(W×D×H)	264×169.7×11.8mm(本体のみ)
重量	本体(バッテリー含む) 約684g スリムキーボード 約365g 合計約0.99kg
統合オフィスソフト	Microsoft Office Professional Plus 2016 Word/Excel/PowerPoint/Access/OneNote など
導入ソフト等	国語辞典: 新明解国語辞典(三省堂) 英和辞典: ウィスタム英和辞典(三省堂) 和英辞典: ウィスタム和英辞典(三省堂) 古語辞典: 全訳読解古語辞典(三省堂) 情報倫理デジタルビデオ 佐賀新聞電子版(全日制: 平成32.3.31まで、定時制: 平成33.3.31まで)

## 保証内容

【故障への保証】※通常使用における故障への対応

### 【サービス】

引取修理(SupportDesk/パック Lite/富士通)  
※引取の連絡、受取り、修理完了後の返却については  
学校を通じて行います。

### 【保証期間】

全日制3年間(平成32.3.31まで)  
定時制4年間(平成33.3.31まで)

### 【保証対象範囲】

パソコン本体、キーボード  
※本体に組み込まれている純正内蔵オプション(メモリ等)を含みます。  
ただし、バッテリー・スタイラスペン・microSD  
XCカード・キャリングケースは1年の標準保証です。

### 【適用基準】

一般的、正常な使用による故障を対象とします。  
※改造、不適切な使用、落下等の不注意による故障  
は適用範囲外ですのでご了承ください。

【プラス保証】※盗難、破損、水濡、火災、落雷、水害等への対応

### 【保証期間】

全日制3年間(平成32.3.31まで)  
定時制4年間(平成33.3.31まで)

### 【保証対象範囲】

・パソコン本体、キーボード  
※ただし、バッテリー・スタイラスペン・microSDXCカード・  
キャリングケースは対象外です。

### 【適用基準】

プラス保証の適用については、学校等と協議のうえ決定いたします。  
・保証適用の申請は学校を通して行ってください。  
・保証適用には学校長の承認が必要です。  
※盗難等においては警察の証明も必要です。  
また、その他の保証適用においても関係機関の証明が必要な場合  
があります。  
・適用判断に疑義が生じた場合は、学校等を交えた協議をもって解決  
するものとします。

### 【その他】

・本保証の運用上の問題が発生した場合は学校等を交えた協議を  
もって解決するものとします。  
・故意や重過失、無理な使用による故障の場合は、プラス保証の対象  
となりません。



### (3) 学習用パソコンについてよくあるご質問

#### 質問1. 県指定の学習用パソコンを購入する場合、一括払いでしか購入できませんか？

県教育委員会が紹介する学習用パソコンを購入される場合の支払いについては、「購入前に振り込む方法」または「購入時に現金で支払う方法」によって4.8万円を一括でお支払いいただく以外に、貸付制度による分割払いも準備しています。詳しくは11ページをご覧ください。

また、生活保護世帯については、学習用パソコンの購入に必要な費用は、保護費の支給対象になりますので、お近くの福祉事務所へご相談ください。

また、貸付制度を利用することで、できる限り無理なくご購入いただけるようにしています。

#### 質問2. 学習用パソコンを忘れた場合は、授業は受けられないのですか？

学習用パソコンを忘れてきた生徒に対しては、他の教材の場合と同じように、準備することや持参することの重要性など教育的な指導を行います。

その上で、学校の予備機を貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。

充電が不十分なパソコンを持参した生徒への対応も同様です。

#### 質問3. 家庭学習のために、新しくインターネットを契約する必要がありますか？

授業の中で使う教材で、基本的に必要なデータをすべて本体にインストールしますので、インターネットに接続することなく、家庭でも学習することができます。

インターネット環境がある家庭では、インターネットによる調べ学習が可能です。

ただし、家庭においても不適切なサイトへのアクセスは制限されます。

#### 質問4. 保証はどのような内容ですか？

学習用パソコンは、県立高校に在籍するすべての生徒が毎日安心して利活用できるよう、適切な使用時において発生した不具合については、全日制課程においては3年間、定時制課程においては4年間、修理の対応を保証します。

故障や不具合が発生した場合は、引取り修理が行われ、修理期間中は代替機の貸出しにより、学習に支障が出ないようにします。

あわせて、盗難については、警察への盗難届や学校長の証明は必要ですが、保証できるようにしています。また、破損等についても、重過失、故意や無理な使用による破損でない限り、保証の対象となります。

ただし、兄弟等から譲り受けた学習用パソコンについては、取扱いが異なりますので、県学校教育課教育情報化支援室までご相談ください。

#### 質問5. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないか心配ですが、その対策はどうなっていますか？

学校や保護者の皆さんとの協議等の結果、学習用パソコンには、子どもが安心して使えるように、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウィルス感染を防ぐウィルス対策ソフト、そのほか、学習用パソコンを紛失した際にパソコンのデータを保護するソフトの導入など、セキュリティに関する対策を行っています。

また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

#### 質問6. 自転車での毎日の持ち帰りは故障が心配です。専用カバーはありますか？

専用キャリングケースが付属しています。その他の付属品については、2ページをご覧ください。

#### 質問7. 兄弟等の学習用パソコンを譲り受けての使用はできますか？

平成26年度以降に、県が紹介し、購入された兄弟等の学習用パソコンを譲り受けての使用はできます。学校での使用に支障はありません(ネットワーク等の各種設定が必要)。

ただし、譲り受けての使用の場合は、ネットワーク等の各種設定費用(実費)がかかります。また、譲り受けての学習用パソコンで故障等が生じた場合は、保証の適用を受けることができない場合がありますので、必ず事前に、県学校教育課教育情報化支援室へご相談ください。

このほかのよくある質問については、佐賀県のホームページで公開しています。

佐賀県のホームページ URL <http://www.pref.saga.lg.jp>

トップページ⇒「くらし・子育て」⇒「子育て・教育」⇒「教育委員会」⇒「学校教育全般」⇒「ICT利活用教育」

## 2. 佐賀県学習用パソコン導入事業補助金の申請について

### (1) 補助金制度について

#### ① 学習用パソコン導入事業補助金について

平成 26 年 4 月から佐賀県の県立高校の新入生を対象に、一人一台の学習用パソコンを使った授業が始まりました。

この学習用パソコンの価格のうち 4.8 万円を超える分については、県から補助金を交付します。

#### ② 補助金を受けることができる方

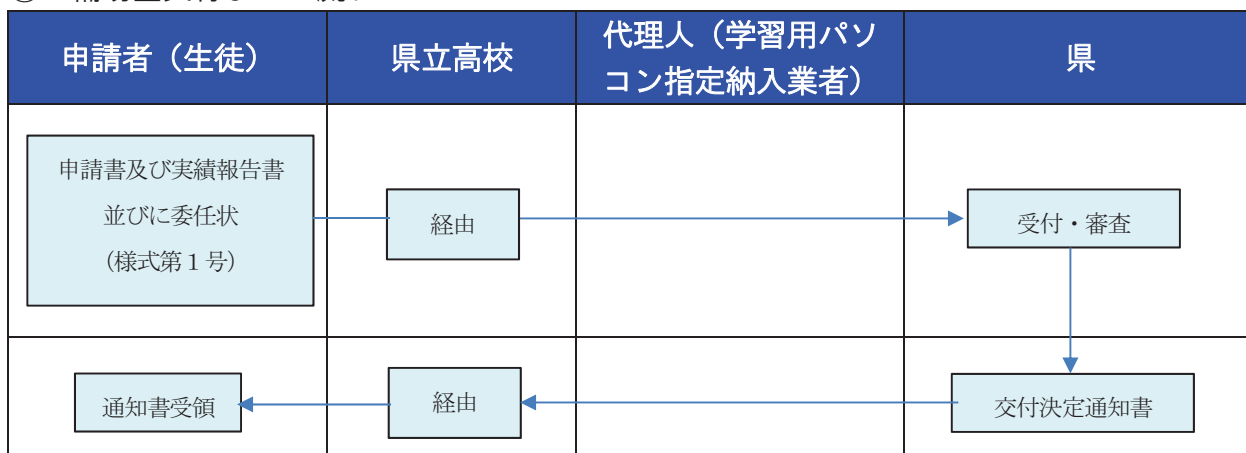
佐賀県教育委員会が指定する学習用パソコン指定納入業者から学習用パソコンを購入する新入学生の皆さん

※ 自己所有のパソコンを使用するため、学習用パソコンを購入されない方は、補助がありません。

#### ③ 補助金の額（予定額）

課 程	補 助 金 額	参 考
全 日 制	28,692 円	=学習用パソコン価格 (76,692 円) -自己負担額 (48,000 円)
定 時 制	31,644 円	=学習用パソコン価格 (79,644 円) -自己負担額 (48,000 円)

#### ④ 補助金交付までの流れ



#### ⑤ 申請の手続

##### (1) 申請方法

合格発表後に各県立高校で開催される「合格者説明会」で、学校にご提出ください。

※二次募集合格者の方については、二次合格者向け合格者説明会で、学校にご提出ください。

##### (2) 申請書類

9 ページ（全日制）もしくは 10 ページ（定時制）の佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状（様式第 1 号）

- ⑥ 補助金交付決定について  
提出された書類を審査し、補助金の交付決定をします。  
交付決定については、文書でお知らせします。
- ⑦ 補助金の請求及び受領について  
請求及び受領については、⑤（２）の委任状により学習用パソコン指定納入業者が行います。  
※学習用パソコンの購入代金について、購入の際に、お支払いただく金額は 4.8 万円です。購入代金のうち 4.8 万円を上回る額が、補助金として支給されますが、県から直接、学習用パソコン指定納入業者に支払います。
- ⑧ この補助事業により取得した学習用パソコンは、県立高校在学期間中は処分は行えません。
- ⑨ 個人情報の取扱いについて  
この佐賀県学習用パソコン導入事業補助金の交付に伴い収集した個人情報は、原則として佐賀県学習用パソコン導入事業補助金の交付・委任事務のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

お問い合わせ先：佐賀県教育庁学校教育課教育情報化支援室  
☎0952-25-7222    ✉gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp



※全日制の方はこちらの申請書を使用してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）

(2) 記載例（全日制）

平成29年4月10日

佐賀県知事 様

入学日を記入してください。

申請者は、生徒ご本人となります。

※申請者

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ マナブ
氏 名	佐賀 学
高等学校名	佐賀 高等学校（全日制）

佐賀

※別の印鑑をご使用ください

※親権者又は未成年後見人

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ タロウ
氏 名	佐賀 太郎

佐賀

佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者（学習用パソコン指定納入業者）を代理人として、佐賀県学習用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	28,692円
学習用パソコン価格（税込）	76,692円

代理人（学習用パソコン指定納入業者）

住所 佐賀市鍋島町大字森田902  
氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

証明書については、学習用パソコン指定納入業者から県へ直接提出されますので、提出は不要です。

添付書類

- 学習用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額（デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの）に係る証明書

※定時制の方はこちらの申請書を使用してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）

(2) 記載例（定時制）

平成29年4月10日

佐賀県知事 様

入学日を記入してください。

申請者は、生徒  
ご本人となります。

※申請者

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ マナブ
氏 名	佐賀 学
高等学校名	佐賀 高等学校（定時制）

佐賀

※親権者又は未成年後見人

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ タロウ
氏 名	佐賀 太郎

佐賀

※別の印鑑をご使用ください

佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者（学習用パソコン指定納入業者）を代理人として、佐賀県学習用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	31,644円
学習用パソコン価格（税込）	79,644円

代理人（学習用パソコン指定納入業者）

住所 佐賀市鍋島町大字森田902  
氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

証明書については、学習用パソコン指定納入業者から県へ直接提出されますので、提出は不要です。

添付書類

- ・ 学習用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額（デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの）に係る証明書

※全日制の方はこちらの申請書を使用してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

※申請者

住 所	
フリガナ	
氏 名	印
高等学校名	高等学校（全日制）

※親権者又は未成年後見人

住 所	
フリガナ	
氏 名	印

佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者（学習用パソコン指定納入業者）を代理人として、佐賀県学習用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	28,692円
学習用パソコン価格（税込）	76,692円

代理人（学習用パソコン指定納入業者）

住所 佐賀市鍋島町大字森田902

氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

添付書類

- 学習用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額（デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの）に係る証明書



※定時制の方はこちらの申請書を使用してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

※申請者

住 所	
フリガナ	
氏 名	印
高等学校名	高等学校（定時制）

※親権者又は未成年後見人

住 所	
フリガナ	
氏 名	印

佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び佐賀県学習用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者（学習用パソコン指定納入業者）を代理人として、佐賀県学習用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	31,644円
学習用パソコン価格（税込）	79,644円

代理人（学習用パソコン指定納入業者）

住所 佐賀市鍋島町大字森田902

氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

添付書類

- 学習用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額（デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの）に係る証明書





### 3. 佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度のご案内

佐賀県教育委員会では、学習用パソコンの購入に当たり、一括でのお支払いの負担を軽減するため、「佐賀県学習用パソコン購入費」の貸付を行っています。

この貸付のご利用を希望される方は、合格発表後に各県立高校で開催される「合格者説明会」でお申込みください。

#### (1) 佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度について

##### ■ 貸付制度の概要

学習用パソコンの購入に当たって必要な 4.8 万円をお貸しし、高校在学期間中に分割でご返還いただく制度です。

対 象 者	平成 29 年度佐賀県立高校新入学生 ただし、次の①、②に該当する方は、当貸付のご利用はできません。 ① 佐賀県育英資金を利用して学習用パソコンを購入する方 ② すでに所有されているパソコンを使用するため、学習用パソコンを購入されない方	
対象パソコン	佐賀県教育委員会が指定する学習用パソコン指定納入業者から購入する学習用パソコン	
貸 付 金 額	4.8 万円（4.8 万円以外の金額は選択できません） ※ 現金に換えて「学習用パソコン引換券」を発行します。 ※ 貸付金については、県から学習用パソコン指定納入業者に支払いますので、申込者の口座には振り込まれません。	
連 帯 保 証 人	1 名（親権者または未成年後見人）	
金 利	なし	
返 還 方 法	返 還 金 額	毎月 2,000 円の月賦払（24 回）
	返 還 期 間	平成 29 年 7 月～平成 31 年 6 月（24 月）（予定）
	返 還 方 法	授業料等口座振替指定預金口座からの自動引き落とし （授業料や保護者納付金と一緒に引き落とされます）
	そ の 他	一括繰上返還可

※ 当貸付がご利用できるのは、1 回のみです。

## (2) 佐賀県学習用パソコン購入費貸付制度の申請手続等

### ■ 貸付申請から返還開始までの手続等

#### ① 貸付申請

各県立高校で開催される「合格者説明会」で申請書類を提出してください。

※ 合格者説明会以外での申請受付は行いませんので、貸付を希望される場合は、必ず、合格者説明会で申請書類をご提出ください。(二次募集合格者の方については、二次募集合格者向け合格者説明会で申請書類をご提出ください。)

⇒ 申請書類の受付時に、「学習用パソコン引換券」をお渡しします。

必要書類	説明
申請書類 (1部)	15 ページの「 <u>学習用パソコン購入費貸付申請書 (様式第 1 号)</u> 」に、【記載例】(14 ページ)を参考に、必要事項をご記入・押印ください。

※ 親権者又は未成年後見人 (連帯保証人予定者) について

④の借用証書提出の際に、連帯保証人になられる方を記載してください。原則として、同居の親権者です。

#### ② 学習用パソコン購入

各県立高校が指定するパソコン販売会時に、「学習用パソコン引換券」を使い、学習用パソコンをご購入ください。(現金をお支払いいただく必要はありません。)

※ 「学習用パソコン引換券」がないと、学習用パソコンをお受け取りいただけません。紛失・汚損等のないよう大切に保管してください。(他人への譲渡もできません。)

#### ③ 学習用パソコン購入費貸付決定

佐賀県立高校への入学を確認し、貸付の決定を行います。

貸付の決定については、文書でお知らせします。

※ 入学が確認できない場合、貸付はできません。

#### ④ 借用証書の提出

借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書をご提出ください。

必要書類	説明
借用証書 (1部)	借用証書の様式については、入学後、貸付決定通知とあわせて、配付いたします。
連帯保証人の印鑑登録証明書 (1通)	市役所等で取得

※ 連帯保証人について

本人と連帯して、返還の責任を負います。原則として、同居の親権者です。(借用証書には、必ず実印を押印してください。)

#### ⑤ 返還の開始

貸付金の返還は、平成 29 年 7 月から開始予定です。佐賀県立高等学校授業料等口座振替指定預金口座から返還終了まで月々 2,000 円 (計 24 回払い) を引き落とします。

※ 貸付残額の一括繰上げ返済も可能です。

## ■ 貸付申請を取下げる場合の手続

貸付申請書を提出後、貸付申請の取下げを希望される方は、3月30日（木曜日）午後5時までに、佐賀県教育庁教育総務課へご連絡ください。

## ■ その他

- ・ 佐賀県育英資金（予約募集）の内定を受けている方で、育英資金を利用してパソコンを購入する方は、当貸付の申請はできません。（育英資金の内定を辞退された場合は申請できます。）
- ・ 返還完了前に、退学・転学等の異動がある場合は、貸付残額を一括で返還していただきます。

## ■ 個人情報の取扱いについて

この佐賀県学習用パソコン購入費貸付金の貸付に伴い収集した個人情報は、原則として佐賀県学習用パソコン購入費貸付・返還事務のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。



http://www.pref.saga.lg.jp/

お問い合わせ先：佐賀県教育庁教育総務課

☎0952-25-7223    ✉kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

**(3) 記載例**引換券番号  
(学校使用欄)

※記入不要

## 学習用パソコン購入費貸付申請書

平成29年 3月15日

↑ 申請書提出日

佐賀県教育委員会教育長 様


(本人)

貸付申請者は、生徒ご本人  
となります

住 所	〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号
フリガナ	サガ マナブ
氏 名	佐賀 学 
電話番号	0952 - △△ - XXXX
進学予定 高等学校名	佐 賀 高等学校
受検番号	第 〇〇〇 号

※別の印鑑をご使用ください

(親権者又は未成年後見人)  
※ 連帯保証人予定者

住 所	〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号
フリガナ	サガ タロウ
氏 名	佐賀 太郎  (申請者本人との続柄： 父)
電話番号	0952 - △△ - XXXX

学習用パソコンを購入する必要がありますので、次のとおり貸付けを希望します。

なお、貸付けが決定した場合は、貸付金の受領は、次の者（学習用パソコン指定納入業者）に委任します。

1 貸付希望額 金48,000円（予定額）

2 貸付金の受領委任先

( 学習用パソコン指定納入業者 )

住所 佐賀市鍋島町大字森田902

氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

3 返還の約束

貸付けを受けた学習用パソコン購入費については、佐賀県学習用パソコン購入費貸付要綱の規定に従い、滞りなく返還することを約束します。

4 同意事項

貸付を受けるに当たり、以下の全ての事項について、同意します。

- (1) 佐賀県育英資金の申請及び受給状況について佐賀県教育委員会が調査すること
- (2) 学習用パソコンの受領及び貸付金支払いのため、私の氏名及び進学先の県立高等学校名を学習用パソコン指定納入業者に対して提供すること



※ 貸付を希望される場合、提出してください。

様式第1号（第4条関係）

引換券番号  
(学校使用欄)

学習用パソコン購入費貸付申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

(本人)

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	⑩
電話番号	
進学予定 高等学校名	高等学校
受検番号	第 号

(親権者又は未成年後見人)  
※ 連帯保証人予定者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	⑩ (申請者本人との続柄： )
電話番号	

学習用パソコンを購入する必要がありますので、次のとおり貸付けを希望します。

なお、貸付けが決定した場合は、貸付金の受領は、次の者（学習用パソコン指定納入業者）に委任します。

1 貸付希望額 金48,000円（予定額）

2 貸付金の受領委任先

（ 学習用パソコン指定納入業者 ）

住所 佐賀市鍋島町大字森田902

氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

3 返還の約束

貸付けを受けた学習用パソコン購入費については、佐賀県学習用パソコン購入費貸付要綱の規定に従い、滞りなく返還することを約束します。

4 同意事項

貸付を受けるに当たり、以下の全ての事項について、同意します。

- (1) 佐賀県育英資金の申請及び受給状況について佐賀県教育委員会が調査すること
- (2) 学習用パソコンの受領及び貸付金支払いのため、私の氏名及び進学先の県立高等学校名を学習用パソコン指定納入業者に対して提供すること